**「ＪＫビジネス」店舗検挙事例（平成28年中）**

特別部会　資料１

ＪＫリフレ等

|  |  |
| --- | --- |
| 事例１ | 児童福祉法違反（淫行させる行為）　　営業形態～見学　　※平成28年11月 |
| セーラー服や水着姿の女子従業員が、男性客のいる個室とマジックミラーで隔てたスペースにおいて、客の求めに応じた姿勢等になりその様子をカメラ等で撮影させるなどのサービスや、「裏オプ」と称する性的サービスを提供していたもの。 |
| 事例２ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（禁止区域営業）  営業形態～複合（リフレ・コミュ）　　※平成28年11月 |
| 表向きは女子従業員が、客に会話やマッサージ等を提供する店舗を装いながら、店内に設けた個室において、「裏オプ」と称し客が女子従業員の身体に接触する　サービスを提供していたもの。 |
| 事例３ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（禁止区域営業）  児童福祉法違反（淫行させる行為）　　営業形態～コミュ　　※平成28年９月 |
| 学生カウンセラーという名目で児童を雇い入れ、「女子高生によるカウンセリング」をうたい文句に、マンションの部屋を借り上げたプレイルームで、児童等が男性客を相手に「裏オプ」と称する性的サービスを提供していたもの。 |

ガールズバー

|  |  |
| --- | --- |
| 事例１ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反  （無許可営業・年少者に接待等をさせる行為）　　　　　　　※平成28年11月 |
| 経営者は、従業員として雇い入れた満18歳に満たない児童に、客の接待をさせ、無許可で風俗営業を営んだもの。 |
| 事例２ | 労働基準法違反（最低年齢）　　　　　　　　　　　　　　　※平成28年５月 |
| 経営者は、従業員として雇い入れた満15歳に満たない児童に、飲食物の提供や接客等の業務に従事させ、労働者として使用したもの。 |
| 事例３ | 労働基準法違反（深夜業）　　　　　　　　　　　　　　　　※平成28年５月 |
| 経営者は、従業員として雇い入れた満18歳に満たない児童に、午後10時から午前５時までの間、店の営業に関する業務に就かせたもの。 |
| 事例４ | 労働基準法違反（深夜業）  児童福祉法違反（酒席に侍らせる行為）　　　　　　　　　　※平成28年３月 |
| 経営者は、従業員として雇い入れた満18歳に満たない児童に、午後10時から午前５時までの間、店の営業に関する業務に就かせ、また、満15歳に満たない児童に、酒席に侍らせる業務に就かせたもの。 |